

法と海外投融資 (その6)

——ユーロ危機と国家連合の

「共有地の悲劇」と「反・共有地の悲劇」——

海外投融資情報財団
調査部 上席特別研究員
中村 賢一

1. 経済統合

欧州連合 (EU) では域内貿易を自由化する経済統合で、比較優位に基づく分業を実現して、統合の利益^{注1}を得ることを目指している。この点、自由貿易理論では為替レートが重要な役割を果たすが、ユーロ圏では為替レートを調整できないので、ユーロ圏で統合の利益を得るための条件を考えてみよう。そこで、まず、ユーロ圏はドイツなど健全国とギリシャなど南欧の2カ国で構成され、域内には機械と小麦を生産する2つの産業が存在し、必要な労働力は表1の上段2行であるとする。健全国は、より少ない労働力で機械と小麦を生産できるので、南欧と域内で分業する必要性はないように見える。しかし健全国と南欧の労働力をおのおの100人、200人とし、両国共に半数ずつの労働力が工業と農業に従事して、ユーロ圏全体では、

$$\text{機械} \quad 41 \frac{2}{3} \text{台} \left(\frac{50}{3} \text{人} + \frac{100}{4} \text{人} = 41 \frac{2}{3} \right)$$

$$\text{小麦} \quad 100 \text{トン} \left(\frac{50}{1} \text{人} + \frac{100}{2} \text{人} = 100 \right)$$

を生産しているとする。たとえば、健全国で機械の生産を1台増やすためには、農業に従事している労働力を3人減らす必要がある。健全国での小麦の生産を3トン減らす必要がある。

表1 各国産業の投入労働力と機会費用

	健全国	南欧
機械1台の生産に必要な労働力	3人	4人
小麦1トンの生産に必要な労働力	1人	2人
機械1台の機会費用	小麦3トン	小麦2トン
小麦1トンの機会費用	機械1/3台	機械1/2台

出所：著者作成

こうして算出した一方の産業の生産を増加させるために、減少させなければならない他方の産業の生産量を機会費用と呼ぶが、これを両国の産業ごとに示した表1の下段2行を見ると、小麦2トンの減産で機械1台を増産できる南欧は工業に比較優位があり、機械1/3台の減産で小麦1トンを増産できる健全国は農業に比較優位がある。そこで比較優位に基づく分業を実現すれば、機械を50台（南欧の全労働力200/4人）、小麦を100トン（健全国の全労働力100/1人）生産できるので、ユーロ圏全体では、機械の生産が8 1/3台増加して統合の利益を得ることができる。このために域内貿易を自由化して南欧が機械を、また、健全国が小麦を輸出するようになるためには、輸出国の生産費用が輸入国の生産費用を下回る必要がある。健全国と南欧の賃金をおのおのw_1、w_2とすると、以下の2式を満たすために、南欧の賃金は健全国の賃金の1/2～3/4に低下しなければならない。

機械の南欧の生産費用 < 健全国の生産費用

$$\rightarrow 4 \text{人} \times w_2 < 3 \text{人} \times w_1 \rightarrow w_2 < \frac{3}{4} w_1$$

小麦の健全国の生産費用 < 南欧の生産費用

$$\rightarrow 1 \text{人} \times w_1 < 2 \text{人} \times w_2 \rightarrow \frac{1}{2} w_1 < w_2$$

注1：域内諸国の貿易を自由化する経済統合について（以下、資料4）は、①比較優位に基づく分業で生産効率を改善し、②市場規模の拡大で規模の利益を生み出すことができる。また、③対外的な価格交渉力が強まるので交易条件の改善が期待でき、域内の競争が活性化するために、④経済の効率性が改善し、⑤技術進歩も促進される。さらに統合を深化させれば、⑥資本・労働など生産要素の域内移動の活性化で国民所得が増加し、⑦金融・財政などの政策を協調することで政策の実行コストが低下し、⑧雇用改善、インフレ抑制、国際収支均衡、高い経済成長や公平な所得分配の実現など、さまざまな政策目標を協力して追求することで、より容易に、これらの目標を実現できるようになるとされる。

2. 労働力の地域間移動

通常、域内貿易が自由化されて国際収支赤字が拡大すると、収支を均衡させるために南欧が為替レートを引き下げ、健全国の通貨換算で賃金を十分低下させて、比較優位に基づく分業を実現する。一方、ユーロ圏では為替レートを調整できないので、賃金の域内格差を直接拡大させなければならないが、賃金には需給条件のみでなく、公正や公平などの社会的価値観も反映されるので、調整は硬直的になりがちである。しかし域内を国内と同様に労働力が自由に移動できれば、格差が受け入れがたい場合には健全国に自由に移動できるので、必要な域内格差の拡大を受け入れやすくなる。また、格差が拡大すると移民の大量流入や、関連するさまざまな社会問題の深刻化を通じて、健全国の国民も問題を実感できるようになり、南欧へ所得を再配分する政策などを受け入れやすくなる。ユーロ圏で域内貿易を自由化して統合の利益を得るためには、賃金の域内格差を十分拡大して比較優位に基づく分業を実現し、また、政府間で所得を再配分して格差のさらなる拡大を抑制するために、域内を国内と同様に労働力が自由に移動できることが必要になる。

ところがEU域内の地域間人口移動は一般的に低調で（以下、資料4による）、たとえば、過去10年間に住所を変えた者は人口の38%を占めるが、そのうち68%が同じ町・村内の、また、36%が同じ地域内の人口移動で、EU加盟国間の人口移動はわずか4.4%にすぎなかった。また、加盟国間を移動した者の対人口比率は年0.75%と推計されるが、これは米国の州間の人口移動率と比べて1/6と低い値にとどまっている。そして国内に居住する外国人が最も多いドイツから順に上位5カ国について、各国人口に占める外国人比率をEU域内からとEU域外からとに分けた表2を見ると、域外からが域内からをすべての国で上回っており、

表2 各国人口に占める外国人比率（2012年1月）

	外国人計	うちEU域内	うちEU域外
ドイツ	9.10%	3.40%	5.70%
スペイン	12.00%	5.10%	6.90%
イタリア	7.90%	2.40%	5.50%
イギリス	7.60%	3.70%	3.90%
フランス	5.90%	2.10%	3.80%

出所：Euro Stat

流入が制限されているEU域外からの人口移動と比べても、加盟国間の人口移動はさらに低調である。加盟国間の労働力移動を制限する就業許可制は1968年に廃止されたが、各国の労働法制が異なり、他国での年金・社会保障の加入年数を通算できず、資格や就業経験が他国では十分評価されないなどの労働市場要因^{注2}、また、そもそも社会、文化、言語が異なるなど1つの国ではなく、国家の連合であるというEUの基本的性格が、加盟国間を国内と同様に労働力が自由に移動することを妨げている。

注2：たとえば、異なる採用条件や、特定の職位に関する出身国要件、実行上異なる報酬、キャリア展望、等級などの労働条件、奨学金などの社会的扶助・優遇制度の適用に際して、自国民に有利な条件の設定、他国での職業経験や他国で取得された職業資格を適切に考慮しないなど（EU2013年5月、海外労働情報、（独）労働政策研究・研修機構）、差別的な慣行や障壁に関する多くの申し立てがなされており、このため本年4月EU委員会では、ほかの加盟国労働者の権利保護を強化するEU指令を採択した。

実際、ギリシャ、スペイン、ポルトガルなど低所得国では、EU加盟以前から域内諸国への出稼ぎが多かった。しかし加盟後、特に、出稼ぎは急増せず、加盟国間の労働力移動をEU加盟が促進することはなかった。また、ユーロの危機で失業率が26%に達したスペインから、同じ母国語の南米旧植民地国への若者の移住が急増しているが、失業率5%のドイツは、南欧からの移民が大量に流入することもなく、労働力不足さえ懸念され始めている。このため賃金の域内格差が十分拡大しないので^{注3}、ユーロ圏では比較優位に基づく分業を実現できないおそれがある。この場合に健全国は小麦と機械を共に南欧に輸出するようになるので、南欧は対健全国向け国際収支赤字の拡大と、競争力と比べて割高なユーロによる圏外からの外需の減少で、総需要が持続的に不足して経済が慢性的に停滞する。一方、健全国は対南欧向け国際収支黒字の拡大と、競争力と比べて割安なユーロによる圏外からの外需の増大で、総需要が持続的に増大して継続的に経済が拡大するため、こうした景気の2極化は早晚ユーロ圏の崩壊をもたらすものと予想される。

注3：“Yet regional and industrial data in European countries reveals only moderate differences in wages across sectors for homogeneous labour. These moderate wage differentials more likely reflect the institutional rigidity per se, rather than the efficient functioning of the factor markets.”（資料4）

3. ユーロの危機

ユーロ導入後10年間の経済成長率をみると（以下資料3による）スペイン（3.6%）、ギリシャ（4%）など南欧は、健全国のドイツ（1.5%）を大幅に上回る高い経済成長を実現した。同時に全般的な失業率の低下がみられ、また、加盟国間の貿易や投資が大幅に拡大して、ユーロ圏全体の経済成長率も直前5年間（1993～98年）の1.9%から2.1%へと上昇した。もっともイギリスなどユーロ圏外のEU加盟国でも、世界経済全体の成長率の上昇を背景に、これらすべての指標で同様の改善がみられており、通貨統合による域内分業の深化で、経済成長が加速した顕著な形跡は確認できない。そもそも脆弱な経済と弱い通貨で国内金利が高止まりしていた南欧にとって、ユーロ加盟で期待される最も重要な利益は、割高な国内金利の健全国のドイツ並み低水準への引き下げであった。そして欧州中央銀行（ECB）の政策目標は、消費者物価指数の上昇率を抑制して物価の安定を図り、この目標を害さない範囲で、雇用の安定や持続的経済成長に貢献することと条約で定められている。

また、金融政策はECBと各国中央銀行（NCB）で構成するユーロシステムが担当し、このうちECBは政策的な意志決定を行うが、①NCBの優れた制度、金融構造、熟練や実務能力を利用する必要があること（以下、資料5による）、②ユーロ圏の広大な地理的広がり、また、長期にわたり築き上げられた各国金融機関とNCBの信頼関係を考慮すると、この信頼関係を維持する必要があること、③ユーロ加盟国の多様性、国ごとに異なる言語や文化などを考慮すると、各国金融機関とユーロシステムの接点としてはNCBが最適であることなどから、多くの金融政策はEUの「分権の基本原則」に従って可能な限りNCBが実行している。つまりユーロ圏には日本銀行のように金融機関と日常的なつながりを持ち、金融政策全体を一手に担当する中央銀行組織は存在せず、国家の連合というEUの基本的性格を反映して、政策決定を担当するECBと、政策を実行するNCB^{註4}が分担して中央銀行の役割を果たしている。

このためユーロ導入時にバブルが発生したが、「資産価格は消費者物価指数に影響を及ぼす限りにおいてECBの監視の対象になっている（以下、資料1による）」こと、また、M3も持続的に目標を上回ったが、「長期的要因から決定される水準からM3が一時的に乖

離することは、大きな経済発展の脈絡において生じ得る」ことなどから、ECBは南欧に低利の資金を大量に供給する政策を採り続けた。というのも金融機関と日常的なつながりをもたず、各国の実体を把握していないために、また、優先的な政策目標である物価の安定が確保されていたので、低利の資金供給を抑制する必要性を感じることはできなかった。また、仮に、バブル発生に気づいたとしても、ユーロ加盟で期待される最も重要な利益であり、需要不足で停滞気味の自国経済を活性化する頼みの綱の、低利の資金供給の抑制を南欧が自ら言い出せるはずがなかった。そして南欧が言い出さなければ、ECBが差別的に、南欧への低利資金の供給を抑制することは難しかったと思われる。

注4：ECBはガイドライン、指示、規則、決定などの拘束力のある法的手段で分権的なユーロシステムの統一運用を図っている。

4. 「共有地の悲劇」と「反・共有地の悲劇」

NCBが過剰に通貨を供給すれば自国経済を活性化できる。このためユーロの価値が低下するが、通貨価値の低下に伴う負担は加盟国全体で分担するので、通貨供給を効果的に抑制できる仕組みがなければ、主として、経済停滞に陥りやすい南欧の国々で、通貨が過剰に供給されてバブルが発生する。このように共有の資産を各国が自由に利用できる場合に資産の過剰利用が発生する問題は「共有地の悲劇」と呼ばれる。しかし国家の連合というEUの基本的性格を反映して、金融政策全体を一手に担当する中央銀行組織をつくらなかったため、「共有地の悲劇」でユーロ導入時に発生したバブルが大幅に拡大した。このためユーロ導入後、慢性的な経済停滞に陥るはずの南欧は、かえって、ドイツなどの健全国を上回る高い経済成長を実現し、全般的な失業率の低下がみられ、加盟国間の貿易や投資が大幅に拡大して、ユーロ圏全体の経済成長率もわずかに上昇したものと思われる。では、なぜ、金融政策全体を一手に担当する中央銀行組織をつくらないと、南欧への低利の資金供給を抑制できなくなるのか、以下では、決定権を利害の異なる多数の者に配分すると、効果的な決定ができなくなるとする論文「反・共有地の悲劇」（資料6）を見てみよう。

社会主義経済崩壊後、何年間も、モスクワでは路上

に売店が林立する一方で、多くの店舗が未使用のまま放置される状態が続いた。その理由として論文では「政府は店舗など経済資源の包括的な所有権をつくり出すことに失敗した。社会主義時代に権力をもっていたさまざまな組織の期待に応じて彼らに多様な所有権を配分した。……モスクワの店舗の例では、あるものは売却する権利、他のものは売却収入を得る権利、そして他のものは賃貸する権利、また、他のものは賃貸収入を得る権利、占拠する権利、使用法を定める権利などなど、それぞれが他者の店舗利用を妨げる権利を与えられ、このため全員の合意を得ることができず、多くの店舗が未使用のまま放置され続けた。」として、多くの者が利用する権利を与えられる一方、他者の利用を制限する権利を与えられない場合、資産が過剰に利用される「共有地の悲劇」が発生し、これとは対称的に、多くの者が他者の利用を制限する権利を与えられる一方、優先的に利用する権利を与えられない場合、資産が過剰に利用される「反・共有地の悲劇」が発生するとしている。

そして政府は資源の有効利用という観点から、所有権の内容自体にもっと注意を払う必要があったとしている。また、両悲劇の経済モデルを作成し、多くの共通点があると指摘した論文「対照的な悲劇」（資料2）では、「反・共有地の悲劇」は、多様な利害の寄り合い所帯になりがちな政府組織を分析して、官僚組織による政府規制の非効率性を理解する助けになるとして、許認可権が利害の異なる多数の者に配分されると「反・共有地の悲劇」が発生し、この場合に当事者同士が話し合っ合意、合併、また、契約などを交わして、資産の有効利用を図ることは期待できないとしている。すると金融政策の効果的な実行に真摯な協力が不可欠なユーロシステムでは、利害の異なる^{注5}NCBとECBは見かけだけの協力で、自己の利益に反する金融政策の効果的な実行を妨げることができる。このため「反・共有地の悲劇」で金融政策を効果的に実行できなかったとすれば、国家の連合というEUの基本的性格がユーロ導入直後の一見華々しい成功と、その後の深刻な危機をもたらしたことになり、ユーロの危機はユーロの仕組みが必然的に生みだした金融危機ということになる。

注5：2013年6月10日付けファイナンシャル・タイムズ紙では「ECBは議事録を公開せよ」として、最も強い影響力を発揮してきたドイツ中央銀行とECBの間でも深刻な意見の不一致がみられ、また、これまで全員一致のコンセンサスで政策を決定してきた政策委員会の各委

員も、公開の場で母国の利害を反映した個人的意見を発表するようになってきたとして、欧州の利害に基づいた全員一致のコンセンサスによる意志決定を期待したECB創始者達の期待は裏切られたと報じている。

むすび

現在、ユーロ圏では危機の再発を防止するため、統合を深化させて、金融・財政「同盟」を形成するとしている。しかし、仮に、「同盟」でバブルの再発を防止できたとしても、為替レートを調整できないために、南欧と健全国で景気が2極化する問題を「同盟」は解決できない。この点、ユーロ導入時にマルクが割高に換算されて経済が停滞し、その後、厳しい労働市場改革などで競争力を大幅に改善したドイツに倣って、南欧も構造改革で競争力を改善すれば、こうした加盟国間の競争の結果として比較優位に基づく分業が実現し、また、ユーロ圏経済全体の効率化を図れるとの甘い見通しがあった。確かに、市場では企業が利潤を求めて競争し、効率的な企業が生き残る過程で、経済が成長して雇用が確保されている。しかし市場では企業間を労働力が自由に移動できるが、ユーロ圏では加盟国間を労働力は自由に移動できない。企業と異なり、競争に負けた加盟国が淘汰されて消え去ることもできない。そしてもっぱら利潤を追い求める企業と異なり、国家の追求する目的は国民の安全や福祉などきわめて多様で、市場競争のアナロジーを安直にユーロ圏に適用することは適切ではない。また、そもそも船頭の多いユーロ圏では「反・共有地の悲劇」で効果的な同盟を形成できないおそれがあるなど、いずれにしても女神Europaの裳裾の陰で危機は着実に進行してゆくものと思われる。

【資料】

- 1 『EU通貨統合とユーロ政策』松浦一悦著、(株)ミネルバ書房、2009年12月
- 2 “Symmetric Tragedies” by James M. Buchanan and Young J. Yoon, Journal of Law and Economics, vol.XLII (April2000)
- 3 “The Euro” by David Marsh, Yale University Press,2009
- 4 “The European Union” edited by Ali M. El-Agraa, Cambridge University Press, 2007
- 5 “Eurosystem” by ECB <http://www.ecb.int/ecb/html/index.en.html>
- 6 “The tragedy of the Anticommons” by Michael A. Heller, Harvard Law Review, volume111, January1998, number3